

ご利用規約(gigbase)

ギグベース株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が運営する雇用又は業務委託マッチングを目的とした「gigbase」に関するウェブサービス並びに付随する各種アプリ(以下総称して「本サイト」といいます。)及び当社が本サイトを通じて提供するジョブの紹介その他一切のサービス(以下「本サービス」といいます。)について、以下のとおり規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

第1章 通則

第1条(目的)

本規約は、本サイト及び本サービスを利用する会員と会員の間、及び会員と当社との間の権利及び義務について必要な事項を定めることを目的とします。

第2条(定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

1. 会員

本規約に同意して当社所定の会員登録申請手続きを行い、仮会員となったうえで、当社所定の入会審査を経て当社が会員として入会を承認し、会員資格を付与された者をいいます。

2. 仮会員

本規約に同意して当社所定の会員登録申請手続きを行った者であって、当社所定の入会審査の実施前の者をいいます。

3. 登録メールアドレス

会員が会員登録申請手続き又は登録事項変更届出において当社に届け出た電子メールアドレスをいいます。

4. ID

それぞれの会員を識別するための記号又は符号をいい、本サイト及び本サービスにおいては、登録メールアドレスをIDとします。

5. パスワード

会員が会員登録申請手続き又は登録事項変更届出において当社に届け出た記号又は符号で、特定の会員であることを同定するためのものをいいます。

6. クライアント

会員又は当社のうち、本サービスを利用して労働者と雇用契約を締結し若しくは労働者を募集しようとする、又は業務を委託し若しくは委託しようとする個人又は法人をいいます。

7. タレント

会員のうち、本サービスを利用してクライアントと雇用契約若しくは業務委託契約を締結し、又はそれらを企図する個人又は法人をいいます。

8. 本取引

本サービスを利用して締結されるクライアントとタレントの間の雇用契約若しくは業務委託契約及び同契約に基づき実施される労務提供ないし取引をいいます。

9. ジョブ

本サービスを通じて、クライアントがタレントに明示する労働条件もしくは当該労働条件に従って提供される労務、又はクライアントがタレントに委託しようとする業務をいいます。

第3条(適用)

1. 本規約は、本サイト及び本サービスの利用に際し、会員及び当社に一律に適用されるものとします。

2. 会員は、本規約を遵守して本サイト及び本サービスを利用し、また、本取引を実施するものとしま

す。

第2章 会員資格の得喪及び変更

第4条(会員資格)

本サービスを利用するためには、予め当社の会員資格を取得して会員となつていただく必要があります。

第5条(会員資格の付与)

会員資格は、会員資格を取得しようとする者が、本規約に同意のうえ会員登録画面において当社所定の会員登録申請手続きを行い、仮会員の登録を行ったうえで、当社所定の入会審査に基づき会員登録が承認された時に付与されます。

第6条(会員登録手続)

1. 会員資格を取得しようとする者は、本規約に同意のうえ、会員登録画面において当社所定の会員登録申請手続きを行い、仮会員の登録を行うものとします。

2. 会員は、前項の手続その他の手続に基づいて当社に提供した情報の一部(具体的な情報の範囲は、会員登録画面又は本サービス内で明示します。)が、本サービスの過程でクライアントに提供される可能性があることに同意するものとします。

3. 当社は、前項記載の会員登録申請手続が行われた場合、当該仮会員に対し、所定の入会審査を実施します。入会審査は、書面審査、面接審査、身分証明書の確認その他当社所定の方法によるものとします。

4. 当社は、前項の入会審査の結果、会員登録を承認するのが相当であると判断した場合には、当該仮会員に対して本会員資格を付与し、本会員としての登録を行います。

5. 会員登録申請手続は必ず会員となるご本人(法人の場合には、同法人の対外的な契約権限を有する方)が行ってください。代理による登録申請は受付できません。

6. 会員登録希望者又は会員が以下に定める事由の何れかに該当すると当社が判断した場合、会員登録希望者の登録を断ること、又は会員登録後であっても何ら通知することなくして、本サービスの一時停止若しくは制限すること、登録した会員の会員資格を取り消すことがあります。但し、法人の場合には第1号及び2号は適用されません。

(1)未成年で親権者の同意を得ていない場合。

(2)日本に在留している外国人である場合に、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかの有効な在留期間の在留資格を有していない場合。

(3)過去に不正行為又は本規約違反等により会員資格を剥奪されたことがある場合。

(4)会員登録の際、当社に届け出た事項に虚偽、誤記、記入漏れがあった場合。

(5)過去に他の会員との取引において契約上の義務を怠ったことがある場合。

(6)他の会員や第三者とのトラブルが、故意・過失を問わず、当社一定水準を超えた場合。

(7)他の会員や第三者から受ける苦情が、故意・過失を問わず、当社一定水準を超えた場合。この苦情には、タレントについて、クライアントから当社が受ける業務水準、業務速度、業務品質に関する苦情が含まれます。

(8)当社に対する債務の支払を怠ったことがある場合。

- (9)暴力団等の反社会的勢力(第24条(表明等)において定義します。)の関係者であり、又は、法令違反あるいは公序良俗違反行為等反社会的活動を行ったことがある場合。
- (10)当社の提供するサービスと同一又は類似のサービスを提供することを業とする個人、法人又は法人の役員、従業員その他又は従業者である場合。
- (11)会員の住所・メールアドレス等の変更により、当該会員との連絡が不通になった場合。
- (12)会員に対し、差押、仮差押、仮処分、強制執行又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始等の申立てがなされた場合、又は会員が自身についてそれらの申立てをした場合。
- (13)身分証明書を呈示しない場合、又は当社による身分証明書の呈示要請を拒否した場合
- (14)クライアントの責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、タレントがジョブの遂行義務の履行を怠ったものと当社が判断した場合。
- (15)その他当社が不相当と判断した場合。

第7条(会員資格の有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、会員資格取得の日から1年間とします。但し、会員による退会、当社による会員資格の取消しがなされない限り、有効期間終了の日の翌日から1年間自動更新され、その後も同様とします。
2. 会員が退会し、又は当社が会員資格を取り消した場合には、会員資格の有効期間中においても会員資格は失効します。

第8条(退会・除名)

1. 会員は、所定の手続を行うことにより、いつでも退会できるものとします。但し、当該会員が以下に定める状況にある間は、会員自らは退会できないものとします。
 - (1) 自らがクライアント又はタレントとなって成立した本取引が終了していない場合。
 - (2) 自らがクライアント又はタレントとなって成立した本取引の決済手続が完了していない場合。
2. 会員は、本サービス退会後も、退会までに生じた当社及び第三者に対する本規約上の一切の義務及び債務(損害賠償を含みますが、これに限りません。)を免れるものではありません。

第3章 遵守事項

第9条(ID及びパスワードの管理)

1. 会員は、ID及びパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 会員は、ID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等をしたりはできないものとします。
3. ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって自ら又は他の会員若しくは当社が被った損害の責任は、会員が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ID及びパスワードが不正に利用されたことにより当社に損害が生じた場合、会員は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。
4. 会員は、ID若しくはパスワードを第三者に知られた場合、又はID若しくはパスワードが第三者に使用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 会員は、随時にパスワードを更新し、管理する義務があるものとし、その義務を怠ったことにより当該会員その他第三者に損害が生じた場合は会員が責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条(登録情報の変更)

1. 会員は、所定の方法で会員自ら会員登録情報の追加・変更をすることができます。但し、会員による登録情報の変更の内容の不備や誤りに起因して、当該会員、当社又はその他の第三者に損害や支

障が生じた場合は、当該会員が一切の責任を負うものとします。

2. 会員は、入会申込の際に当社に届け出た事項に変更のあった場合は、本サイトを通じて当社に遅滞なく届け出るものとします。

3. 当社からの通知は、当社に登録された届出事項に基づく連絡先に発信することにより、会員に通常到達すべきときに到達したとみなします。

第11条(禁止事項)

会員は、本サイト又は本サービスの利用にあたって、以下の各号に該当する行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。

1. 本サイト又は本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
2. 会員、当社又はその他の第三者の商標権、著作権、意匠権、特許権などの知的財産権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為。
3. 会員、当社又はその他の第三者の権利、名誉若しくは信用を毀損し、又はプライバシーを侵害する行為。
4. 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
5. 第三者になりすまして本サイト又は本サービスを利用する行為。
6. 会員、当社又はその他の第三者の情報を改ざん、消去する行為。
7. 会員、当社又はその他の第三者の設備を不正に利用し、又はその運営に支障を与える行為。
8. 法令、本規約又は公序良俗に違反する行為。
9. 本サイト又は本サービスの運営を妨害する行為。
10. 本サイト又は本サービスを、本サービスに基づく本取引の実施以外の営利目的その他自己利用以外の目的で利用する行為。
11. 本サイト又は本サービスを通じて知り合った他の会員との、直接・間接を問わず、本サイト又は本サービス外での業務の受発注行為。
12. その他当社が不相当と判断する行為。

第12条(権利義務の譲渡の禁止)

会員は、会員として有する権利について、第三者への譲渡、貸与若しくは名義変更、又は質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第13条(法令遵守)

会員は、本サイト及び本サービス並びに本取引において、以下の各事項その他適用ある全ての法律を遵守するものとします。

1. クライアントは、本取引に基づきタレントに支払う賃金又は報酬について、源泉徴収を行う義務があるときは、源泉徴収の実施、源泉徴収税の納付、支払調書の交付等の義務を履行するものとします。
2. クライアントは、本取引が下請代金支払遅延等防止法の対象となるときは、親事業者として同法の規制を遵守して本取引を実施するものとします。

第14条(秘密保持)

1. 会員は、本サービスに関して、当社又は他の会員(以下、本条において「相手方」といいます。)から開示を受け、あるいは知り得た相手方又は相手方の取引先に関する一切の情報(以下「秘密情報」という)を秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に定める情報は、秘密情報には含まれないものとします。

(1)開示を受けた時点で既に公知になっていた情報。

(2)開示を受けた時点で機密保持義務を負うことなく知得していた情報。

- (3)開示を受けた後に自己の責によらずして公知になった情報。
- (4)機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報。
- (5)相手方の秘密情報によらず独自に開発した情報。
2. 会員は、秘密情報を、本取引の実施若しくはジョブの履行の目的以外には使用してはならないものとし、
3. 法人である会員の場合は、相手方の秘密情報を本取引の実施若しくはジョブの履行に必要な自己の役員又は従業者に限り開示するものとし、秘密情報を開示した自己の役員又は従業者に対し、本条に基づき自己に課された義務と同等の義務を課すものとし、
4. 会員は、相手方の秘密情報について複製または改変が必要な場合は、相手方の承諾を得るものとし、
5. 会員は、法令の定めに基づきまたは権限のある官公庁から開示の要求があった場合は、相手方の秘密情報を開示することができるものとする。ただし、その場合、会員は、開示する相手方の秘密情報を最小限にとどめるよう努めるとともに、かかる開示を実施した点について、相手方に対して報告するものとする。
6. 会員は、本取引の実施若しくはジョブの履行において相手方の秘密情報が不要になった場合、または相手方から要求があった場合は、相手方の秘密情報を相手方に返還または相手方の指示に従った処置を行うものとする。

第4章 本サービスの内容及び利用方法

第15条(本サービスの内容)

1. 当社が提供する本サービスは、クライアントとタレントの間で雇用契約若しくは業務委託契約を締結するために本サイトを通じて行う、タレントに対するクライアントの各ジョブに関する情報提供、及びクライアントに対するタレントの登録情報の提供をその内容とします。
2. 会員は、当社所定の手続に従い、本サービスに基づき情報提供を受けたジョブに関する雇用契約又は業務委託契約について申込みをすることにより、会員(タレント)を労働者又は受託者とし、クライアントを事業主又は委託者とする、当該ジョブについての雇用契約若しくは業務委託契約が成立するものとし、
3. 前項の雇用契約若しくは業務委託契約は、クライアントとタレントとの間の直接の契約として成立し、クライアント及びタレントは、相互に、直接、同契約に基づく本取引の実施若しくはジョブの履行に係る権利を有し、義務を負います。当社は、次項に定める場合を除き、契約当事者とはなりません。
4. 当社は、クライアントとして、第17条所定の手続に従い、本サイトにジョブを掲載することがあります。かかるジョブに関する雇用契約若しくは業務委託契約は、タレントと当社の間において成立するものとし、その場合、当社は、本規約に定めるクライアントの権利を有し、義務を負うものとし、
5. 会員は、前各項に基づいて成立する契約が雇用契約である場合には、労働条件通知書を交付するなど、労働基準法、職業安定法その他の法令に従って必要な手続を取らなければなりません。
6. 会員は、第1項ないし第4項に定める契約に基づいて成立する契約が業務委託契約である場合には、雇用契約又は類似の労働契約ではないことを認識し、了承するものとし、その場合において、クライアントは、いかなる場合であっても、タレントに対し、ジョブの遂行に必要な範囲を超えて業務内容及び遂行方法について具体的な指揮命令を行うことはできないものとし、万一、かかる範囲を超えた指揮命令が行われた場合であっても、タレントは、かかる指揮命令に従う義務を負わないものとし、

7. 当社は、当社がクライアントとしてジョブを掲載若しくは委託する場合を除き、取引を行う会員の選定、会員による本取引の実施若しくはジョブの履行及び結果について、内容・品質・信憑性・適法性・正確性・有用性等の確認及び保証を行わないものとするとともに、その瑕疵に関して一切の責任を負いません。

8. 当社は、会員による本サービスの利用が適正になされているかにつき、当社の裁量により監視・監督することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。ただし、当社は、ジョブに基づくクライアント及びタレントの義務の履行を管理・監督する義務を負うものではありません。

9. 当社は、本サービスを通じてタレントがクライアントとの間で取引契約締結または完了に至ることを保証するものではありません。

第16条(利用手数料)

1. クライアントは、本サービスのシステム利用料(以下「システム利用料」といいます。)について、以下のいずれかの支払いの方式を選択するものとし、その選択した方式に基づくシステム利用料を、当社に対し、支払うものとします。

(1)マッチングプラン:本サービスを利用して成立した本取引に基づきタレントに対して支払う賃金又は報酬額に0.25を乗じて算出した金額及びこれにかかる消費税額を支払う方式

(2)サポートプラン:月額(19,800円)及び本サービスを利用して成立した本取引に基づきタレントに対して支払う賃金又は報酬額に0.35を乗じて算出した金額並びにこれらにかかる消費税額を支払う方式

2. 前項以外に、別途個別契約がある場合は、そちらの定めを優先するものとします。

3. クライアントは、ジョブの掲載依頼時又は依頼後のキャンセル実施時において、当社に対し、次の各号に定める費用を支払うものとします。

(1)ジョブの掲載依頼時に、タレントからの視認性を高めた「急募掲載」「注目掲載」等の有料オプションを選択でき、かかる有料オプションを利用する場合は、別途本サイト上で定める金額及びこれにかかる消費税(以下「オプション利用料」といいます。)を、当社に対し、支払うものとします。

(2)ジョブに関する雇用契約又は業務委託契約が成立した後、クライアントの都合によりジョブのキャンセルが発生した場合、タレントに対し、当該ジョブの賃金又は報酬として合意されていた金額の全額を、また、第1項第1号の支払いの方式を選択した場合には、当社に対し、当該金額をベースに第1項に基づき算出したシステム利用料全額を支払うものとします。

4. 当社は、支払方法について随時制限することができるものとします。

5. 当社が会員に対して行う一切の支払い(賃金又は報酬の支払い、利用料の返金・払戻しを含みますがこれに限られません。)は、日本国内の銀行の会員口座に対してのみ行うものとし、振込手数料はクライアント又はタレントが負担するものとします。

第17条(本サービスの利用方法)

1. クライアントは、本サイトにおいて、当社所定の手続に従い、ジョブの業務内容、賃金又は報酬、就業時間又は業務日時、場所、期限、依頼その他の事項を、希望するタレントその他当社所定の情報を入力して申込みをすることにより、当社に対して当該ジョブの本サイトへの掲載依頼若しくは特定のタレントに対する伝達依頼(以下、総称して「掲載依頼等」といいます。)ができるものとします。

2. 当社は、前項に基づくクライアントからの掲載依頼等を受領した場合、当該掲載依頼等について、速やかに当社所定の掲載若しくは伝達の基準(以下の(1)乃至(3)の基準を含みますが、これに限られません。以下「掲載等基準」といいます。)に基づく審査を行うものとします。当社は、審査に合格したクラ

クライアントの掲載依頼等のジョブを本サイトに掲載し若しくは特定のタレントに伝達します。なお、当社は、当社の任意の裁量により掲載等基準を定めることができ、また、クライアントの掲載依頼等について掲載等基準に合致しないものとして掲載依頼等のジョブを本サイトに掲載若しくはタレントへの伝達をしないことができるものとし、会員はこれを予め了承し、一切の異議を述べないものとします。

(1)賃金・報酬基準額

(2)許認可関連事業(警備業、医療施設の清掃業務等)該当性基準

(3)公序良俗違反作業/業務該当性基準

3. タレントは、当社所定の手続に従い、本サービスに基づき情報提供を受けたジョブに関する雇用契約又は業務委託契約の申込みをすることにより、タレントを労働者又は受託者とし、クライアントを事業主又は委託者とする、当該ジョブについての雇用契約若しくは業務委託契約が成立するものとします。

4. タレントは、本取引に従ってジョブを遂行する義務を履行し、本取引が業務委託契約である場合にはジョブを完成させて成果物を納品し、かつ報告する義務を負うものとします。

5. クライアントは、本取引に従って賃金又は報酬を支払う義務、検収の定めがあるジョブについては検収を行う義務、及びタレントによるジョブの完了後に当社に報告する義務を負うものとします。

6. 検収の定めがあるジョブ(業務委託契約の一部が該当します。)の場合、タレントは、ジョブの完了後、当社所定の手続に従い、クライアントに対し、成果物を納品し、又は報告を行うものとします。クライアントは、速やかにこれを検収するものとし、検収の結果合格と判断した場合には、当社所定の手続に従い、速やかに当社に対して業務が完了した旨を報告するものとします。検収の結果不合格と判断した場合には、タレントは再度速やかにジョブを遂行し、完成させ、成果物を納品し、又は報告を行うものとし、クライアントは再度検収を行うものとします。以後も同様とします。

7. 検収の定めがないジョブ(業務委託契約の一部及び雇用契約が該当します。)の場合、クライアントは、タレントによるジョブが完了した時点で、当社所定の手続に従い、当社に対して業務が完了した旨を報告するものとします(以下、前項の報告と併せて「完了報告」といいます。)

8. クライアントは、ジョブの内容として定めた期限から2営業日以内(以下「報告期限」といいます。)までに完了報告を行うものとします。クライアントが報告期限を経過しても完了報告を行わず、かつ当社に対して完了報告を行わない正当な理由の説明と十分な根拠資料の提出がない場合は、報告期限経過時点で、クライアントにより完了報告がなされたものとみなします。

第18条(決済手続)

1. 本サービスの利用に係る決済手続は、当社が別途決済条件を定めた場合を除き、当社をエスクローとするクレジットカード決済又は銀行決済によるものとします。エスクローとは、当社をタレントの収納受託者としてクライアントからタレントに対する賃金又は報酬額を収納すること、あるいはかかる収納受託者としての地位をいうものとし、前条第3項に基づき本取引が成立した時点で、当該本取引に係るタレントと当社との間の収納委託契約が成立するものとします。当社のエスクローとしての収納受託は無償で行うものとします。

2. 前項の決済手続における手数料は、クライアント又はタレントの負担とします。ただし、賃金の場合は、全ての手数料はクライアントが負担するものとします

3. クライアントは、原則として、タレントがジョブに着手する前に、本取引で定めた賃金又は報酬額、システム利用料及びオプション利用料の支払手続を行うものとします。クライアントの支払手続の遅延によるジョブの遅延については、タレント及び当社は一切の責任を負わないものとします。

4. 当社が定める与信管理基準に基づく審査を通過したクライアントに限り、後払いの銀行決済を認めるものとします。
5. 後払いの銀行決済の場合は、クライアントは、完了報告がなされた日を含む月の翌月末日まで(支払期日が土日祝祭日にあたる場合は、土日祝祭日を除く最終営業日まで)に、本取引で定めた賃金又は報酬額及びオプション利用料の合計額を、当社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
6. 当社は、タレントに対し、完了報告がなされた日を含む月の翌月25日まで(支払期日が土日祝祭日にあたる場合は、土日祝祭日を除く最終営業日まで)に、銀行決済(後払いの銀行決済の場合を除きます。)及びクレジットカード決済の場合はクライアントが支払手続をした賃金又は報酬額を、後払いの銀行決済の場合は本取引に定められた賃金又は報酬額を、タレントが指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。

第19条(成果物に対する権利)

ジョブによって成果物が発生する場合、当該成果物に関する著作権等の知的財産権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)その他の権利は、本取引の業務が完了するまでの間はタレントに帰属するものとし、本取引が完了した段階でクライアントに移転・帰属するものとします(タレントが本取引開始前より有している知的財産権(以下「留保知的財産権」といいます。))を除きますが、タレントはクライアントに対し、当該成果物を利用するために必要な範囲で留保知的財産権の利用(第三者への使用許諾を含みます。))を無償で許諾するものとします。但し、第三者の保有する知的財産権について、第三者の許可を得た上でタレントが成果物に利用した場合、該当する知的財産権は、第三者に帰属し、クライアントに移転・帰属しないものとします。また、タレントはクライアントに対して、当該成果物にかかる著作権人格権を行使しないものとします。

第20条(本取引の解除、履行遅滞等)

1. 本取引成立後は、本取引の解除は、クライアントとタレントの同意に基づく場合のみ行うことができ、その方法は、当社所定の手続によるものとします。第18条に基づく支払手続完了後の解除の場合、当社は、支払われた金銭をクライアントに利息を付さずに返還するものとします。クライアント及びタレントは、相手方及び当社に対し、本項に基づく解除に関し損害賠償請求その他一切の請求をなすことができないものとします。
2. ジョブの履行遅滞、成果物の仕様不適合等の債務不履行、成果物の瑕疵、又はその他のジョブに関する法的問題は、クライアントとタレントの間で協議し、合意によって解決するものとします。クライアントが完了報告を行った場合(完了報告を行ったものとみなされた場合を含みます。)は、上記クライアントとタレント間の問題が合意により解決されたか、又は問題がなかったものとみなし、当社はタレントに対して当該ジョブに係る賃金又は報酬を支払うことができるものとします。また、合意がないときも、クライアントとタレントの間の権利関係に関する確定判決等が提出されたときは、当社は、タレントに対し、当該確定判決等記載に従って賃金又は報酬を支払うことができるものとします。
3. クライアントとタレントの間で、特定のジョブについて賃金又は報酬の増減額、損害賠償その他の金銭支払に関する変更の合意又は賃金若しくは報酬額変更以外の条件の合意がなされた場合でも、当社は、タレントに対し、当該ジョブの掲載依頼において設定された賃金若しくは報酬額を支払うものとし、賃金若しくは報酬額変更に伴う追加の決済又はその他の条件の履行は、クライアントとタレントの間で直接行われるものとします。

第21条(サービスの中止・中断)

当社は、以下の各号に該当する事由が発生した場合、本サービスの一部又は全部の運営を中止・中断できるものとします。また、かかる中止・中断により、会員に不利益又は損害が発生したとしても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

- (1)本サービスのシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合。
- (2)本サービスに係るコンピューター、通信回線等が事故により停止した場合。
- (3)電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合。
- (4)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、通信設備の火災、停電、コンピューター・ウイルスによる汚染、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
- (5)その他、当社が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

第22条(キャンセル)

1. クライアントは、本取引成立後でも、本取引をキャンセル(解除)することができます。ただし、クライアントは、本取引をキャンセルする時期により、以下のキャンセル料をタレントへ支払うものとします。

<キャンセル料>

- | | |
|------------------------|---------------|
| ①ジョブ実施業務実施予定日前日18時～当日: | 報酬の100%をお支払い |
| ②ジョブ実施予定日2日前18時～前日18時: | 報酬の50%をお支払い |
| ③ジョブ実施予定日2日前18時以前: | キャンセル料のお支払いなし |

2. クライアントが本取引をキャンセルした場合は、タレントに対して電話で連絡、又は本サイトを通じて登録したメールアドレスに通知が届きます。
3. タレントは、ジョブ画面のキャンセル申込手続によって本取引をキャンセルすることができるものとします。タレントによるキャンセルについては、当社が別途定めるキャンセルポリシーが適用されるものとします。
4. 前項のキャンセルポリシーに従った当社の対応(ジョブのキャンセルを含みます。)によって会員に不利益又は損害が発生したとしても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第5章 雑則

第23条(個人情報の利用目的等)

1. 当社は、以下の各号の利用目的のために、会員又は仮会員から提供された個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)において定義されます。)を利用し、会員又は仮会員はこれを承諾するものとします。

- (1)当社又は提携企業が行う各種サービス・業務の遂行
- (2)当社又は提携企業が提供するサービス、デジタルコンテンツ又は商品(以下、「商品等」といいます。)の販売(サービスの提供契約の締結等を含むものとします。以下同じ。)
- (3)キャンペーン・懸賞企画、アンケートの実施、マーケティングデータの調査・分析、新たなサービスの開発
- (4)会員が、会員登録を必要とする当社のサービスを利用する際の、会員登録等の作業の簡素化
- (5)当社又は提携企業の商品等の広告・宣伝、販売の勧誘(電子メールによるものを含むものとします。)
- (6)チケット等、会員が購入された商品等の発送業務
- (7)入会審査(会員登録取消し後の再登録の審査を含む。)又は会員登録取消し等の判断

2. 当社は、会員又は仮会員本人の事前の同意なく個人情報を個人が識別可能な状態で第三者に開示又は提供(以下「開示等」といいます。)することはありません。但し、次の場合はこの限りではありません。

- (1)会員又は仮会員が個人情報の開示等をするに事前に同意している場合。

- (2)個人情報保護法その他の法令により認められる場合。
- (3)犯罪捜査など法的手続において開示を要請された場合。
- (4)商品等の販売時に提携企業へ会員の個人情報を通知するなど、会員から求められた商品又はサービスを円滑に提供するために個人情報の開示等が必要な場合。
- (5)会員の委託金及び受講費用等の決済に関する事業者に必要な情報を開示する場合。
- (6)当社又は提携企業が実施するポイントサービス等のサービス提供のために当該提携企業に開示する場合。
- (7)当社が行う業務の全部又は一部を第三者に委託する場合。

第24条(規約の変更)

1. 当社は、本規約をいつでも変更できるものとし、変更後の規約は、当社が変更後の規約を本サイトに掲載し、又は電子メールその他の方法により通知した時点から効力が生ずるものとします。
- 2.本規約の変更後は、変更後の規約のみが有効となります。

第25条(表明等)

会員及び当社は、本契約の有効期間中を通じ、自らが暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下「反社会的勢力」といいます。う)ではないこと、自らが反社会的勢力と一切の関係を有しないこと、また自らが暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為(これらを総称して以下「反社会的不当行為」といいます。う)を行わないことを相手方に対し表明し、保証し、かつ、確約するものとします。

第26条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能その他利用契約における合意不成立と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部は、継続して完全に効力を有するものとします。

第27条(準拠法)

本規約及び本取引に関する準拠法は、日本法とします。

第28条(管轄裁判所)

本規約又は本取引に基づく当社と会員との間の権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

2015年3月1日 制定

2018年12月3日 改定

2019年3月1日 改定

2019年4月1日 改定

2019年5月1日 改定

2019年6月1日 改定

2019年8月1日 改定

2019年10月25日 改定

2019年11月25日 改定

2020年2月14日 改定

2021年5月1日 改定

